

第4章 今までの耐震化・減災化促進への取り組み状況

本市では、住宅及び建築物の耐震化促進を図るため、旧耐震基準で建築された民間木造住宅を対象とした支援を実施してきました。また、毎年、対象住宅の所有者に対して支援制度を周知するためのPR活動を継続して行っています。

4.1 耐震化促進のための支援制度

(1) 民間木造住宅耐震診断の実施

昭和56年5月31日以前に着工した2階建て以下の民間木造住宅に対して、専門家による無料の耐震診断と、住宅の耐震性能の評価と総合的判断に基づく情報提供を行ってきました。この無料耐震診断は、平成14年度より実施しています。

(2) 民間木造住宅耐震改修工事費の補助

耐震診断を受けた結果、耐震性に問題があると判断された住宅に対して、耐震改修工事を実施する場合に工事費の一部に補助金を交付してきました。この補助制度は、平成15年度より実施しています。

(3) 戸建住宅除却費の補助

耐震診断を受けた結果、耐震性に問題があると判断された戸建住宅について、除却工事を実施する場合に工事費の一部に補助金を交付してきました。この補助制度は、平成30年度より実施しています。

(4) 代理受領制度

建物所有者等（申請者）が本市の補助金を受けて耐震等関連事業（耐震改修工事等）を行う場合に、補助金の受領を事業者へ委任することで、補助金相当額が支払いから控除されます。この制度は、令和2年度より実施しています。

4.2 減災化促進のための支援制度

(1) 民間木造住宅の段階的耐震改修工事費の補助

耐震診断を受けた結果、耐震性が著しく劣ると判断された住宅に対して、耐震改修工事費の負担軽減を図るため、改修工事を2段階に分けて行う場合に工事費の一部に補助金を交付してきました。この補助制度は、平成26年度より実施しています。

(2) 耐震シェルター整備費の補助

耐震診断を受けた結果、耐震性が著しく劣ると判断された住宅を対象として、高齢者や障がい者が居住する住宅において、住宅の倒壊から人命を守るため、寝室等の個室をシェルターとして補強する場合に、工事費の一部に補助金を交付してきました。この補助制度は、平成26年度より実施しています。

(3) ブロック塀等撤去工事費の補助

道路又は公共施設の敷地に面するブロック塀等に対して、撤去及び処分に要する工事費の一部に補助金を交付してきました。この補助制度は、平成 30 年度から実施しています。

4.3 補助制度の啓発と周知を目的としたPR活動

本市では、住宅の耐震化を促進するため、補助制度の周知を目的としたPR活動を行うとともに、市民の関心を高めるためのPR活動を毎年行ってきました。

(1) 補助制度の周知を目的としたPR活動

民間木造住宅の無料耐震診断や耐震改修工事費の補助制度については、毎年、市の広報に記事を掲載してきました。また、対象となる住宅の所有者に対しては、ダイレクトメールを郵送するなど、耐震診断希望者や補助制度の利用者募集も行っています。

(2) 市民の耐震化への関心を高めるためのPR活動

市民の耐震化への関心を高めるため、「尾張旭駅前にぎわいフェスタ」で耐震についてのPR活動を行ってきました。また、市のホームページに無料耐震診断や耐震改修工事費の補助制度についての情報を掲載しています。

4.4 耐震化・減災化促進への取り組みの評価

(1) 民間木造住宅耐震診断の実施件数

平成 28 年 3 月に策定された本計画の計画期間である令和元年度現在（以下「旧計画期間」という。）までに、市の無料耐震診断を受けた棟数は 207 棟あり、202 棟の住宅について耐震性に問題があると判断されています。

(2) 民間木造住宅耐震改修費補助制度による補助件数

耐震改修費補助制度を利用して耐震改修を行った住宅は、旧計画期間中に 15 棟ありました。これは、同期間に耐震診断を受け、耐震性に問題があると判断された 202 棟のうち、約 7.5%の住宅が耐震改修費の補助を受けて工事を行っている計算となります。

(3) 戸建住宅除却費補助制度による補助件数

戸建住宅除却費補助制度を利用して除却工事を行った住宅は、旧計画期間中に 6 棟ありました。

(4) 民間木造住宅の段階的耐震改修工事費補助制度による補助件数

段階的耐震改修工事費補助制度を利用して段階的な耐震改修を行った住宅は、旧計画期間中に 2 棟ありました。

(5) 耐震シェルター整備費補助制度による補助件数

耐震シェルター整備費補助制度を利用して、住宅内の個室への耐震シェルターを整備した住宅は旧計画期間中に 5 棟ありました。

(6) ブロック塀等撤去工事費補助制度による補助件数

ブロック塀等撤去工事費補助制度を利用して、撤去及び処分に要する工事を行ったブロック塀等は旧計画期間中に 30 件ありました。

(7) PR活動の実施状況

旧計画期間中に旧耐震基準で建築された民間木造住宅に対して、5,000 通以上のダイレクトメールを送付しました。

また、市の広報やホームページにおいて住宅の耐震化についての情報提供や、市のイベントにおけるPR活動の推進を図りました。

(8) 公共建築物の耐震改修状況

旧計画時において、全ての施設で耐震化が完了しました。

(9) まとめ

本市では、旧耐震基準で建築された民間木造住宅への無料耐震診断、耐震改修費補助、除却費補助、段階的耐震改修費の補助、耐震シェルターの整備費補助、ブロック塀等撤去工事費の補助やPR活動などの対策を行ってきました。また、令和 2 年度からは、新たに代理受領制度を始めるなど支援を強化してきました。

そのため、これらの補助制度等の適用効果により、住宅の耐震化率は、当初計画時の 69% から 83%と 10 年間で 14 ポイント上昇していますが、近年、耐震診断や耐震改修費補助の件数が減少傾向にあることから、新たな施策を打つなど、引き続き耐震化・減災化を促進していきます。